

## 神戸市公立大学法人における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱方針

### (目的)

第1条 神戸市公立大学法人（以下「本法人」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この方針の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この方針において、「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

### (取引停止の措置)

第3条 理事長は、本法人が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなる場合は、情状に応じて別表各項及びこの方針の定めるところにより期間を定め、取引停止を行うことができる。

### (取引停止に係る特例)

第4条 一の事案により2以上の措置要件に該当するときは、取引停止期間が最長のものを適用する。

2 取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、2倍にする。

3 取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。

4 取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、事務局長の判断により、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

5 理事長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、取引停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該短期の2分の1まで短縮することができる。

### (指名等の取消し)

第5条 取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

2 既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

### (取引停止期間中の下請け等)

第6条 取引停止の期間中の業者には、本法人発注の物品購入等契約の全部又は一部を下請けさせないものとする。但し、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合には、この限りでない。

### (取引停止の通知)

第7条 理事長は、第3条の規定による取引停止を行い、第4条第3項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に通知する。

### (警告又は注意の喚起)

第8条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

## 附 則

この方針は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、2026年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載・虚偽説明</p> <p>物品購入等契約に関して、提出資料に虚偽の記載等をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 6月</p>
<p>2 過失による粗雑な物品購入等契約の履行</p> <p>物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>認定をした日から 2～3月</p>
<p>3 契約違反</p> <p>前項に掲げる場合のほか、物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>(2) 履行期限を遅延したとき。</p> <p>ア 60日以上 イ 30日以上60日未満 ウ 30日未満</p> <p>(3) 正当な理由なく、契約締結後に契約を履行せず、契約が解除されたとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の履行に当り、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められているとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1～3月</p> <p>3月 2月 1月 12月</p> <p>1～3月</p>
<p>4 公衆損害事故</p> <p>物品購入等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2～6月</p>
<p>5 履行関係者事故</p> <p>物品購入等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1～2月</p>
<p>6 贈賄</p> <p>業者の役員又はその使用人が、贈賄の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本法人職員に対するもの イ 本法人以外の公共機関の職員に対するもの</p>	<p>知った日から</p> <p>12月 6月</p>
<p>7 独占禁止法違反行為</p> <p>業務に関し、独占禁止法に違反し、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 6～18月</p>
<p>8 談合</p> <p>業者の役員又はその使用人が、談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>知った日から 6～18月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>9 架空取引等による不正行為</p> <p>本法人職員と癒着共謀して、架空又は事実と相違する取引（次に掲げる不正取引を含む。）を偽装し、不正に代金を受領したと認められるとき。</p> <p>(1)預り金（本法人職員からの預け金の依頼の承諾）</p> <p>(2)支払期日の不明確な取引</p> <p>(3)取引事実と異なる書類の提出</p> <p>(4)将来の売買を前提とした貸し出し（本法人契約担当部署の了解を得たものを除く。）</p> <p>(5)本法人職員と共謀して、他社との競合を排除しての随意契約の締結</p>	<p>認定をした日から 3～18月</p>
<p>10 暴力団関係</p> <p>業者に関し、以下の各号に該当すると認められるとき。</p> <p>(1)暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与しているとき。</p> <p>(2)個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であるとき。</p> <p>(3)暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任しているとき。</p> <p>(4)業者又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人その他の団体（以下「法人等」という。）、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用したとき。</p> <p>(5)業者又はその役員等が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行いその経済的な便宜を図ったとき。</p> <p>(6)業者又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負等を行い、その他当該事業者を利用しているとき。</p> <p>(7)業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 24月</p> <p>24月</p> <p>24月</p> <p>24月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p>
<p>11 不正又は不誠実な行為</p> <p>前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1～24月</p>
<p>12 その他</p> <p>前各項に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1～12月</p>